

欧州委員会提案「消費者のためのニューディール」について

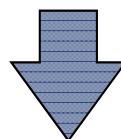
資料2

平成30年10月3日・第10回第4期消費者
基本計画のあり方に関する検討会

- EU域内の消費者の保護強化のためのEU指令の見直し（消費者のためのニューディール（New Deal for Consumers））をEUの行政執行機関である欧州委員会が提案（2018年4月11日公表）。
- 今後、欧州議会及び理事会において審議が行われる見込み。 ※採択後24ヶ月以内に加盟国は指令の国内法化が要求される。

背景及びねらい

- EUでは、健全な消費者環境は経済成長の重要な要素と考え、消費者と企業のために公正な単一市場を建設することを重視。
- EU全域で消費者に影響する大規模権利侵害事案（ディーゼルゲート※）など、単一市場における消費者の信頼を損ねる課題は依然として存在しており、効果的な消費者保護ルールと消費者への被害回復が可能な強力な仕組みが必要との指摘。
※ 自動車メーカーが排気ガスのテストで不正をする技術を組み込んでいたことが問題となった事案。
- 消費者の権利意識や中小事業者等の遵法意識の涵養のため消費者教育や対話を推進。
- 国境を越える取引への対応や製品の安全確保のため、EU域外の国々との協力を推進。
- AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）、モバイル電子商取引、持続可能な消費について、今後取り組むべき分野として消費者政策を推進。



新しい消費者政策の課題に対処するために、今日の変化する市場と商慣行に適合した現代的なルール、より強力な執行手段、より良い被害回復機会の消費者への提供を目的として、①消費者の集団的な利益を保護するための代表訴訟についての指令の制定、②既存の四指令※の改正、を提案。

※ 不公正契約条項指令(93/13/EEC)、価格表示指令(98/6/EC)、不公正取引方法指令(2005/29/EC)、消費者権利指令(2011/83/EU)の四指令。

「消費者のためのニューディール」での具体的提案①

＜消費者代表訴訟に係る新指令の制定＞

1 消費者代表訴訟

商品の修理・交換、代金減額、契約の終了、返金、賠償金支払といった回復を求めることを可能とする消費者代表訴訟（集団訴訟）に関する制度構築を各加盟国に義務づけ。

※ 現行の差止め指令では、適格団体が消費者を代表して、EU法の違反行為の差止めを求める集団訴訟の提起は認められているが、EU法の違反行為により消費者が損害を被った場合における賠償請求に係る集団訴訟には対応していない。

2 集団訴訟を提起する適格団体への監督

- ①加盟国において認定された「適格団体（qualified entities）」に集団訴訟の提起を可能とし、
- ②適格団体の要件（非営利性等）を定め、③適格団体に対して加盟国が定期的に審査。

適格団体は裁判所又は行政当局に対してその経済的基盤や資金源を開示する義務を負い、資金提供を行う第三者が訴訟遂行に影響力を及ぼすことを禁止。

3 集団訴訟結果の効率的な展開

賠償請求等に関する判決や和解の確定後、消費者に対する適時の情報提供を義務付け。

集団訴訟での和解内容については裁判所又は行政機関が内容を精査。

法律違反が認定され、それが確定した場合に、同一の違反行為に関する他の訴訟において、

- ・当該判断が同一加盟国で提起された訴訟では反証不能な証拠
- ・他の加盟国で提起された訴訟では反証可能な推定、として扱われる。

「消費者のためのニューディール」での具体的提案②

＜不公正取引方法指令等の改正＞

1 個別救済措置の整備

不公正取引による被害を受けた消費者に対する個別救済として、契約解除及び損害賠償等の措置を各加盟国において整備。

2 違反に対する域内統一の罰則の導入

違反に対する罰金額について加盟国の類似例を参照するとともに、EU規模の広範な違反を企業が犯した場合、最大で全加盟国における当該企業の年間総売上の4%を下回らない罰金を科す。

※ 同様の規定に関して不公正契約条項指令及び価格表示指令価格表示指令についても改正を提案。

3 オンラインにおける消費者の権利強化

広告料を得て行っている広告であることを明示しない「隠し広告」(hidden advertising)を禁止する規定を、メディア上の編集された記事だけではなく、消費者のオンライン検索(の結果表示)についても適用。

4 消費者向け製品の二重品質問題への取組

販売する国によってその組成や特性が大きく異なるにも関わらず同一製品として販売する取引について、誤解を招く(不適切な)取引として当局からの調査対象となることを明記。

＜消費者権利指令の改正＞

1 デジタルサービスに関する契約の定義変更

デジタルコンテンツやサービスを提供する契約の対価について、従来の金銭に加え、個人データを追加。

※ 個人データを提供する代わりに無料で提供されるデジタルサービスにも消費者に取消権があることを明示。消費者への契約前の情報提供義務が発生。

「消費者のためのニューディール」での具体的提案（概要）③

<消費者権利指令の改正（つづき）>

2 オンライン市場での消費者の権利

契約前にオンライン市場は以下の事項を消費者に明らかにすべき

- ①商品検索結果の表示順位を決定する主なパラメータ
- ②消費者は事業者と個人のいずれから製品・サービスを購入するのか
- ③EU消費者法上の権利は契約に適用されるか
- ④EU消費者法上の権利の保証はどの事業者が責任を負うのか

3 取引条件の合理化

消費者が試用の程度を超えて使用した商品の返品を制限、事業者は返品されるまでは消費者に返金を留保可能。
デジタルコンテンツについては契約解除後の利用禁止。